

「行政相談」をご利用ください

秋の行政週間

10月19日
～
10月25日

総務省では、国や特殊法人などが行っている仕事について、皆さんからの苦情や意見・要望を聞いて、あつせんする「行政相談」を行っています。

十月十九日から二十五日まで、「行政相談週間」を実施します。

年金、保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについて、苦情や意見・要望がありましたら、気軽に「ご相談ください」。

相談は、無料で秘密を守ります。
行政相談委員

氏名 伊藤政則 さん
☎(48)7227

一日合同行政相談所を開設

中部管区行政評価局では、次のとおり、「一日合同行政相談所」を開設します。

年金、税金、登記などの行政相談をはじめ、相続、離婚などの法律相

談も受け付けますので、気軽に「ご利用ください」。

日時 十月二十二日(木)
午前十時～午後三時
場所 名古屋市長オアシス21
「銀河の広場」

一日相談所長 名古屋地域女性
団体連合協議会 会長 加藤玲子
さん

問い合わせ先 中部管区行政評価局
☎052(972)7415
次のところでも相談に応じていますので、「ご利用ください」。

名古屋総合行政相談所(栄町ビル九階) 名古屋市中区錦3 23 31
☎052(961)4522

相談時間は午前十時～午後六時
(祝日・年末年始は休み)

行政苦情110番(総務省中部管区行政評価局首席行政相談官室)
名古屋市中区三の丸2 5 1(名古屋合同庁舎第2号館)
☎052(962)1100

枯草となる前に刈り取りを

なくそう枯草火災



季節が変わり、北風が吹くころになると、青々としていた草も枯草となり、枯草火災が発生しやすくなります。

枯草は、タバコの投げ捨て、子どもの火遊びなどの小さな火から容易に燃え広がります。

特に建物に近い場所に繁茂している枯草は、危険性が高いので消防署では早い刈り取りを呼び掛けています。
土地の所有者や管理者は、建物から十メートルくらい(草丈二十センチ以上)を刈り取り、安全な方法で処分してください。

建物から10m以内の枯草 危険!!



消防署では、十一月から町内の枯草繁茂地を調べ、火災予防上危険な場所は刈り取りを依頼します。建物の近くに枯草が繁茂している場所がありましたら、消防署までお知らせください。

問い合わせ先
知多中部広域事務組合半田消防署阿久比支署
☎(47)0119